

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 19 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)の公布による。

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前																									
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和元年立川市条例第43号。以下「条例」という。）第2条から第5条までの規定に基づき、立川市教育委員会職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を除く。</u>以下「職員」という。）の勤務時間の割り振り等について定めることを目的とする。</p> <p>（勤務時間の割り振り）</p> <p>第2条 勤務時間の割り振り等は、別表のとおりとする。この場合において、<u>週休日は</u>、4週間を通じて4日以上を割り振るものとする。</p> <p>2 ……略……</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>正規の勤務時間</th> <th>休憩時間</th> <th><u>週休日</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>条例第3条第1項</u></td> <td>通常勤務をする</td> <td>午前8時30分から</td> <td>午後零時から午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日曜日及び土曜日</td> </tr> </tbody> </table>		区分	正規の勤務時間	休憩時間	<u>週休日</u>	<u>条例第3条第1項</u>	通常勤務をする	午前8時30分から	午後零時から午後				日曜日及び土曜日	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年立川市条例第27号。以下「条例」という。）第2条から第5条までの規定に基づき、立川市教育委員会職員の勤務時間の割り振り等について定めることを目的とする。</p> <p>（勤務時間の割り振り）</p> <p>第2条 勤務時間の割り振り等は、別表のとおりとする。この場合において、<u>勤務を要しない日は</u>、4週間を通じて4日以上を割り振るものとする。</p> <p>2 ……略……</p> <p><u>3 臨時的に任用した職員にあっては、職務の性質その他により特に必要と認めるときは、別表の規定にかかわらず、別に勤務時間の割り振り等を行うことができる。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>正規の勤務時間</th> <th>休憩時間</th> <th><u>勤務を要しない日</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>条例第3条第1項</u></td> <td>通常勤務をする</td> <td>午前8時30分から</td> <td>午後零時から午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日曜日及び土曜日</td> </tr> </tbody> </table>		区分	正規の勤務時間	休憩時間	<u>勤務を要しない日</u>	<u>条例第3条第1項</u>	通常勤務をする	午前8時30分から	午後零時から午後				日曜日及び土曜日
区分	正規の勤務時間	休憩時間	<u>週休日</u>																								
<u>条例第3条第1項</u>	通常勤務をする	午前8時30分から	午後零時から午後																								
			日曜日及び土曜日																								
区分	正規の勤務時間	休憩時間	<u>勤務を要しない日</u>																								
<u>条例第3条第1項</u>	通常勤務をする	午前8時30分から	午後零時から午後																								
			日曜日及び土曜日																								

及び第4条第1項の規定の適用を受ける職員	職員	午後5時15分まで	1時まで	(条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)
	上記に規定する職員と同じ勤務時間の職員で	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、所属長が定めた時間	日曜日及び土曜日(再任用短時間勤務職員に

本文の規定の適用を受ける職員	職員	午後5時15分まで	1時まで	(条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)
	上記に規定する職員と同じ勤務時間の職員で	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、所属長が定めた時間	日曜日及び土曜日(再任用短時間勤務職員に

	休憩時間を別の時間に取得する職員			あつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)
	学校の用務に従事する職員	午前8時15分から午後4時45分まで	午後零時15分から午後1時まで	日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)
	学校の給食に関する業務に	午前8時15分から午後4時	1 学校で給食を行う	日曜日及び土曜日（再任用

	休憩時間を別の時間に取得する職員			あつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)
	学校の用務に従事する職員	午前8時15分から午後4時45分まで	午後零時15分から午後1時まで	日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)
	学校の給食に関する業務に	午前8時15分から午後4時	1 学校で給食を行う	日曜日及び土曜日（再任用

<p>従事する職員で立川市立学校設置条例別表に定める立川市立小学校に勤務する職員</p>	<p>45分まで</p>	<p>日 午後零時 45分から午後1時30分まで 2 その他 の日 午後零時15分から午後1時まで</p>	<p>短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)</p>
<p>学校の給食に関する業務に従事する職員で立川市学校給食施設設置条例（昭和43年立川市条例第30号）第2</p>	<p>午前8時15分から午後5時まで</p>	<p>午後零時から午後1時まで</p>	<p>日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1</p>

<p>従事する職員で立川市立学校設置条例別表に定める立川市立小学校に勤務する職員</p>	<p>45分まで</p>	<p>日 午後零時 45分から午後1時30分まで 2 その他 の日 午後零時15分から午後1時まで</p>	<p>短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)</p>
<p>学校の給食に関する業務に従事する職員で立川市学校給食施設設置条例（昭和43年立川市条例第30号）第2</p>	<p>午前8時15分から午後5時まで</p>	<p>午後零時から午後1時まで</p>	<p>日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1</p>

	条に規定する立川市学校給食共同調理場に勤務する職員			日)
条例第3条第2項及び第4条第2項の規定の適用を受ける職員	立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）第2条に規定する本館に勤務する職員	交代制 1 午前8時30分から午後5時15分まで 2 午前11時30分から午後8時15分まで	1時間とし、所属長が定めた時間	8週間を通じて16日とし、所属長が職員ごとに定める。（再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、8日）
	立川市歴史民俗資	午前8時30分から	午後零時から午後	日曜日並びに所属

	条に規定する立川市学校給食共同調理場に勤務する職員			日)
条例第3条第2項及び第3項の規定の適用を受ける職員	立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）第2条に規定する本館に勤務する職員	交代制 1 午前8時30分から午後5時15分まで 2 午前11時30分から午後8時15分まで	1時間とし、所属長が定めた時間	8週間を通じて16日とし、所属長が職員ごとに定める。（再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、8日）
	立川市歴史民俗資	午前8時30分から	午後零時から午後	日曜日並びに所属

	料館条例 （昭和60 年立川市 条例第30 号）第1 条に規定 する立川 市歴史民 俗資料館 に勤務す る職員	午後5時 15分まで	1時まで	長が定め た4週間 につき3 の土曜日 及び月曜 日から金 曜日まで の1日 （再任用 短時間勤 務職員に あつて は、これ らの日に 加えて、 月曜日から金曜日 までの4 日）
	立川市地 域学習館 条例（平 成19年立 川市条例 第21号）	午前8時 30分から 午後5時 15分まで。 ただし、土曜	土曜日を 除き、午 後零時か ら午後1 時まで	日曜日並 びに所属 長が定め た4週間 につき2 の土曜日

	料館条例 （昭和60 年立川市 条例第30 号）第1 条に規定 する立川 市歴史民 俗資料館 に勤務す る職員	午後5時 15分まで	1時まで	長が定め た4週間 につき3 の土曜日 及び月曜 日から金 曜日まで の1日 （再任用 短時間勤 務職員に あつて は、これ らの日に 加えて、 月曜日から金曜日 までの4 日）
	立川市地 域学習館 条例（平 成19年立 川市条例 第21号）	午前8時 30分から 午後5時 15分まで。 ただし、土曜	土曜日を 除き、午 後零時か ら午後1 時まで	日曜日並 びに所属 長が定め た4週間 につき2 の土曜日

<p>第1条に規定する地域学習館の事務及び用務に従事する職員</p>	<p>日は、午前8時30分から午後零時15分までの勤務と午前8時30分から午後零時30分までの勤務を交互に行う。</p>		<p>及び月曜日から金曜日までの1日（再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの4日）</p>
<p>教育委員会事務局教育部教育支援課に勤務する職員</p>	<p>午前8時30分から午後5時15分まで</p>	<p>午後零時から午後1時まで</p>	<p>日曜日並びに所属長が定めた12週間につき8の土曜日及び月曜日から金曜日までの4日</p>

<p>第1条に規定する地域学習館の事務及び用務に従事する職員</p>	<p>日は、午前8時30分から午後零時15分までの勤務と午前8時30分から午後零時30分までの勤務を交互に行う。</p>		<p>及び月曜日から金曜日までの1日（再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの4日）</p>
<p>教育委員会事務局教育部教育支援課に勤務する職員</p>	<p>午前8時30分から午後5時15分まで</p>	<p>午後零時から午後1時まで</p>	<p>日曜日並びに所属長が定めた12週間につき8の土曜日及び月曜日から金曜日までの4日</p>

				(再任用 短時間勤 務職員に あって は、これ らの日に 加えて、 月曜日から金曜日 までの12 日)
--	--	--	--	--

				(再任用 短時間勤 務職員に あって は、これ らの日に 加えて、 月曜日から金曜日 までの12 日)
臨時的に任用した職員	時間制	午後零時 から午後 1時まで	日曜日及 び土曜日	
	1 午前 8時30 分から 午後5 時まで			
	2 午前 9時か ら午後 4時ま で			

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。